

# 関東高等学校体育連盟規約

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 本連盟は関東高等学校体育連盟という。

(事務所)

第2条 本連盟の事務局は当番県の高体連内におく。

(目 的)

第3条 本連盟は関東地域の高体連相互の緊密な連絡調整を行うとともに、高校体育の健全な発展を図るをもって目的とする。

(事 業)

第4条 本連盟は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 高校体育に関する基本方針並びに方策の確立
- (2) 関東高等学校各種目別体育大会の開催
- (3) (財)全国高体連との連絡並びに団体相互の連絡調整
- (4) そのた、本連盟の目的達成に必要な事業

## 第2章 組 織

第5条 本連盟は関東地域に所在する都県単位の高体連をもって組織する。

(専門部)

第6条 本連盟に次の専門部を置き、その規定は別に定める。

陸上競技、体操、バスケットボール、バレーボール、ソフトテニス、ソフトボール、卓球、ラグビー、ハンドボール、バドミントン、サッカー、柔道、剣道、相撲、レスリング、ボクシング、弓道、水泳、ボート、登山、自転車、テニス、スキー、スケート、フェンシング、ウエイトリフティング、ヨット、ホッケー、空手道、アーチェリー、なぎなた、ライフル射撃、カヌー、少林寺拳法、研究部

## 第3章 役 員

(役 員)

第7条 本連盟に次の役員を置く。

会長	1名	副会長	若干名	理事長	1名
常務理事	若干名	理事	若干名	幹事	2名

(役員を選任)

第8条 役員は2年ごとの輪番制（茨城・東京・栃木・群馬・山梨・埼玉・神奈川・千葉）により、次のように選出する。

- (1) 会長は当番県の会長とする。
- (2) 副会長は各都県の会長とする。
- (3) 理事長は当番県の理事長とする。
- (4) 常務理事は各都県理事長と他に専門部より若干名を選出する。
- (5) 理事は次のように選出する。
  - ① 各都県高体連より2名
  - ② 各種目別関東高体連専門部の部長、または代表1名
- (6) 監事は理事会で推薦する。

(役員の委嘱)

第9条 役員は会長がこれを委嘱する。

(役員職務)

第10条 会長は本連盟を代表して会務を統括する。

- 2 副会長は会長を補佐する。会長事故ある時は、あらかじめ指名した副会長がその職務を代行する。
- 3 理事長は会務を掌理する。
- 4 常務理事は常務理事会を組織し、理事会から委任された事項及び緊急事項並びに会務を処理する。
- 5 理事は理事会を組織し、本連盟の決議機関とし、決算、予算、事業、役員選出、その他、重要事項を審議決定する。
- 6 監事は会計を監査する。

(役員任期)

第11条 本連盟の役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠または増員による役員任期は前任者の残任期間とする。

#### 第4章 会 議

(理事会)

第12条 理事会は毎年2回、4月11月に会長が招集する。

- 2 必要があるときは、臨時に理事会を開くことができる。
- 3 理事会の議長は会長とする。

(常務理事会)

第13条 常務理事会は必要に応じ随時会長が招集する。

- 2 常務理事会の議長は会長とする。

(議 決)

第14条 理事会・常務理事会は、その構成員の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。ただし、委任状は認める。

(会議録)

第15条 会議の議事については、議事録を作成しなければならない。

#### 第5章 会 計

(経 費)

第16条 経費は各都県の分担金、補助金、寄付金をもってあてる。

(会計年度)

第17条 本連盟の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌3月31日に終わる。

#### 第6章 規約の変更

第18条 本連盟の規約の変更は理事会において出席者の3分の2以上の賛成を得なければならない。

#### 附 則

この規約は昭和46年11月18日に制定する。

この規約は昭和46年11月18日から施行する。

この規約は昭和59年11月26日一部改定。

この規約は平成 3年 4月22日一部改定。

この規約は平成 6年11月22日一部改定。

この規約は平成10年11月30日一部改定。

この規約は平成12年11月28日一部改定。

この規約は平成13年 4月16日一部改定。

この規約は平成14年 4月15日一部改定。

この規約は平成16年 4月15日一部改定。